

三重県議会議員 小林正人 県政レポート

vol. 43

facebook

皆様からの「いいね!」を
お待ちしております

https://www.facebook.com/masato.kobayashi.9421



三重県議会議員 小林 正人

ご挨拶

本年5月に議会の体制が新しく変わりました。今年度は、議会運営委員会委員長、花と木で健やかな三重をつくる条例策定調査別委員会委員長、戦略企画雇用経済常任委員会委員に就任いたしました。議会の円滑な運営と、コロナ禍における中小企業支援、雇用の維持等に関わる大変重要なポストでありますので、しっかりとその重責を果たす所存であります。さて、県内の状況はようやくコロナ第4波が収まりつつあるものの、まだまだリバウンド等予断を許さない状況にあります。第4波(3月1日から6月18日継続中)においては、第3波(11月1日から2月28日)と比べて累計感染者数は約700人増加、1日当たりの平均感染者は約8人増加の24.3人となり、また感染のスピードもはやく驚異的なものであります。これらに対応、対処するためには、1日でも早く全県民のワクチン接種が重要であり、(鈴鹿市の7月5日時点の高齢者接種率ですが、1回目45,003人・85.8%、2回目23,305人・44.4%)少しでもお役に立てるよう今後も取り組んでまいりたいと思います。今号はコロナ対策の県支援策、なかなか県民の皆様十分に周知されていないと思いますので、改めて掲載させていただきました。



議会運営委員会(令和3年5月27日)

個人向け 三重県新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

令和3年度に活用できる

対…対象者 募…募集期間 担…担当課 給付 貸付 減免 補助…種別

SUPPORT 01 生活資金に困っている方へ 住居確保給付金

住居確保給付金の支給
・家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を原則3か月支給(収入・資産要件あり)

- 対 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由で当該個人の都合によらずに減少している方など
- 募 通年(再支給にかかる申請受付期間は9月末まで)
- 担 三重県社会福祉協議会生活相談支援センター

SUPPORT 02 生活資金に困っている方へ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

すでに総合支援資金の再貸付を終了するなどにより、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付を利用できない世帯で、収入・資産等の要件を満たす方に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給

- ・3人以上の世帯: 月10万円
- ・単身世帯: 月6万円、2人世帯: 月8万円
- ・支給期間は申請月から3か月

すでに総合支援資金の再貸付を終了するなどにより、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入・資産等の要件を満たす方

- 募 7月~8月末 担 地域福祉課

SUPPORT 03 家計急変世帯への教育費の負担軽減 私立高校生等奨学給付金

家計急変世帯に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金を支給。

- <給付額>4,175円~150,000円
- 対 家計急変世帯の保護者等
- 募 7月頃~2月末頃 担 私学課

SUPPORT 04 家計急変世帯への教育費の負担軽減 高校生等奨学給付金

家計急変世帯に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金を支給。

- <給付額>4,041円~141,700円
- 対 家計急変世帯の保護者等
- 募 7月頃~2月末頃 担 教育財務課(給付金専用)

SUPPORT 05 離職者等への介護職員の資格取得支援 介護職員初任者研修資格取得支援事業(就職氷河期世代)

介護職員初任者研修の実施 ※受講料無料、テキスト代のみ自己負担

- レポート提出等により全て通信学習での受講(別途、実技等の補講、OJTが必要)
- 対 県内に住民登録をしている令和3年4月1日現在、35~50歳の離職者や非正規雇用の者
- 募 8月~10月(予定) 担 医療介護人材課

SUPPORT 06 妊婦への分娩前ウイルス検査費用補助 三重県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金

分娩前にPCR検査など感染の有無を確認する検査を希望する妊婦に対して検査費用を補助。

- ・補助単価20,000円(上限) ※1回を限度
- 対 ①三重県(四日市市を除く)に住民票を有する妊婦(県外で検査を実施した方も対象)
- ②三重県で里帰り出産する県外に住民票を有する妊婦 ※うつ状態にあるなど不安を抱える方や基礎疾患を有する方に限る
- 募 4/1~3/31(予定) 担 医療政策課

SUPPORT 07 介護分野へ就職された方への貸付金 介護分野就職支援金貸付事業

就職する際に必要となる経費として、上限200,000円を貸し付け。 ※無利子

- 県内の介護事業所で介護職員として2年間、業務に従事した場合は返還免除。
- 対 介護事業所へ介護職員として就職した(予定している)介護職員初任者研修(就職氷河期世代)受講修了者
- 募 令和4年2月頃(予定) 担 医療介護人材課

SUPPORT 08 障害福祉分野への就職支援 障害福祉分野就職支援金貸付

障害福祉サービス事業所に就職するための準備経費の貸付

- ・1名あたり200,000円を限度(1回限り)
- ・三重県社会福祉協議会を通じて貸付を行う ※県内の障害福祉サービス事業所で障害福祉職員として2年間、業務に従事した場合は返還免除。
- 対 障害福祉分野で働いていない方等であって、一定の研修を修了した方
- 募 7月以降随時
- 担 三重県社会福祉協議会生活福祉資金センター

SUPPORT 09 生活資金に困っている方への支援 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)

緊急小口資金の貸付(休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付)

- ・20万円以内
- 対 新型コロナの影響により収入が減少した世帯
- 募 8月末まで
- 担 三重県社会福祉協議会生活福祉資金センター

新型コロナウイルス感染症対応の支援策

SUPPORT 10 生活福祉資金特例貸付(総合支援資金)

総合支援資金の貸付(収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付)

- 2人以上の世帯: 月20万円
- 単身世帯: 月15万円(貸付期間は原則3か月以内)
- 対 新型コロナの影響により収入が減少した世帯
- 募 8月末まで
- 担 三重県社会福祉協議会生活福祉資金センター

SUPPORT 11 家計急変世帯への修業奨学金の貸与 三重県専修学校高等課程修業奨学金(緊急採用)

学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である専修学校高等課程(専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。)に在学する生徒に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与する。

- 対 家計急変世帯の専修学校高等課程に在学する生徒
- 募 4/1~3/31 担 私学課

SUPPORT 12 家計急変世帯への修学奨学金の貸与 三重県高等学校等修学奨学金(緊急採用)

学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である高等学校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与。

- 対 家計急変世帯の専修学校高等課程に在学する生徒
- 募 4/1~3/31 担 教育財務課(奨学金専用)

SUPPORT 13 専修学校高等課程修業奨学金返還猶予 三重県専修学校高等課程修業奨学金(返還猶予)

失業や休業等により返還が困難である場合、申込から最大1年間、返還を猶予する。 ※再申込、再々申込により通算して3年間猶予を受けることが可能。

- 対 三重県専修学校高等課程修業奨学金の返還者で失業や休業等の事由が発生した方
- 募 4/1~3/31 担 私学課

SUPPORT 14 新型コロナによる住まい困窮の方へ 県営住宅の一時的な提供

県営住宅の一時的な提供 浴槽付きですぐに入居が可能な住宅を、敷金及び連帯保証人不要で、最長1年間提供する。

- 対 新型コロナウイルス感染症に起因する離職により、県内において求職中の方
- 募 4/1~3/31 担 住宅政策課

SUPPORT 15 新型コロナによる住まい困窮の方へ 県営住宅の家賃の減免

県営住宅の家賃の減免 最長1年間、最低家賃への減免を行う。

- 対 新型コロナウイルス感染症に起因して令和2年1月1日以降に離職を余儀なくされた入居者
- 募 4/1~3/31 担 住宅政策課

SUPPORT 16 高等学校等修学奨学金の返還猶予 三重県高等学校等修学奨学金(返還猶予)

失業や休業等により返還が困難である場合、申込から最大1年間、三重県高等学校等修学奨学金の返還を猶予する。 ※再申込、再々申込により通算して3年間猶予を受けることが可能。

- 対 三重県高等学校等修学奨学金の返還者で失業や休業等の自由が発生した方
- 募 4/1~3/31 担 教育財務課(奨学金専用)

【個人向け】支援策担当課お問い合わせ先

支援策一覧に記載されている 担…担当課 への問合せは下記電話番号からできます。

- 三重県社会福祉協議会生活相談支援センター ☎ 059-271-7701
- 三重県社会福祉協議会生活福祉資金センター ☎ 059-226-1118
- 教育財務課 ※奨学金の種類によって窓口が異なります 給付金専用ダイヤル ☎ 059-224-2827 奨学金専用ダイヤル ☎ 059-224-2944 私学課 ☎ 059-224-2161
- 医療政策課 ☎ 059-224-3370 / 医療介護人材課 ☎ 059-224-2053
- 地域福祉課 ☎ 059-224-2256 / 住宅政策課 ☎ 059-224-2703

【個人向け】支援策一覧の全文を確認したい方は、こちらのQRコードからご覧ください。 →

三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト
新型コロナウイルス感染症対応の支援策個人向け一覧
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>



事業者向け

令和3年度に活用できる

三重県新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

一部抜粋

SUPPORT 01

給付 時短要請等により影響を受けた方へ 三重県酒類販売事業者等支援金

令和3年4月又は5月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少している場合に下記により算出した額を支援
(支給額)売上月額が30%以上50%未満減少した支給対象月(4月、5月)ごとの売上減少額
・中小法人等: 最大20万円/月
・個人事業者等: 最大10万円/月
※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。
※国の月次支援金との併給不可。



対 三重県内に事業所を有する酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者) 券 6/8~7/30
担 中小企業・サービス産業振興課(事務局)

SUPPORT 02

給付 時短要請等により影響を受けた方へ 三重県酒類販売事業者等支援金

令和3年6月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少している場合に下記により算出した額を支援
(支給額)売上月額が30%以上50%未満減少した支給対象月(6月)の売上減少額
・中小法人等: 最大20万円/月
・個人事業者等: 最大10万円/月
※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。
※国の月次支援金との併給不可。

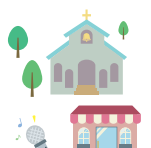


対 三重県内に事業所を有する酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者) 券 7/1~8/31
担 中小企業・サービス産業振興課(事務局)

SUPPORT 03

給付 時短要請等により影響を受けた方へ 三重県飲食店取引事業者等支援金

令和3年4月又は5月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少している場合に下記により算出した額を支援
(支給額)売上月額が30%以上減少した支給対象月(4月、5月)ごとの売上減少額
・中小法人等: 最大10万円/月
・個人事業者等: 最大5万円/月
※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。
※国の月次支援金との併給不可。



対 飲食店取引事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者、協力金の対象とならないが、県の要請(カラオケ利用自粛や酒類提供自粛の要請)に応じているカラオケ設置事業者、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者、結婚式場 券 6/8~7/30
担 中小企業・サービス産業振興課(事務局)

SUPPORT 04

給付 時短要請等により影響を受けた方へ 三重県飲食店取引事業者等支援金

令和3年6月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少している場合に下記により算出した額を支援
(支給額)売上月額が30%以上減少した支給対象月(6月)の売上減少額
・中小法人等: 最大10万円/月
・個人事業者等: 最大5万円/月
※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。
※国の月次支援金との併給不可。



対 飲食店取引事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者、協力金の対象とならないが、県の要請(カラオケ利用自粛や酒類提供自粛の要請)に応じているカラオケ設置事業者、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者、結婚式場 券 7/1~8/31
担 中小企業・サービス産業振興課(事務局)

SUPPORT 05

給付 新型コロナの影響を受けた方へ 三重県観光事業者支援金

令和3年4月から6月のいずれかの売上月額が、前年又は前々年同月比で30%以上減少している場合に下記により算出した額を支援
(支給額)売上月額が30%以上減少した支給対象月(4月~6月)の売上減少額
・宿泊事業者: 最大200万円(規模に応じ段階的に設定)
・観光施設: 最大200万円(規模に応じ段階的に設定)
・土産物店: 最大30万円(法人等) 最大15万円(個人事業主)
・体験事業者: 最大10万円
※国の月次支援金を受給する場合は、月次支援金受給額を売上減少額から除く。

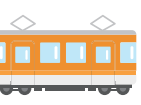


対 観光事業者 券 6/21~8/31 担 観光政策課

SUPPORT 06

補助 交通事業者感染症拡大防止対策費用補助 車両等への感染症拡大防止対策にかかる費用への補助

車両等への感染症拡大防止対策に要する費用への補助・感染症拡大防止対策に要する費用の1/4



対 県内交通事業者(地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー) 券 6/18~2/28 担 交通政策課

SUPPORT 07

補助 感染拡大防止のPCR検査受検料支援 感染拡大阻止PCR検査補助金

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業者が従業員等に対し独自で実施するPCR検査の検査費用を支援
補助上限: 20万円 補助率: 2/3

対 中小企業・小規模企業(個人事業者を含む)、NPO法人、企業組合、事業協同組合等(行政機関、公的企業、独立行政法人、大企業は除く)

券 6/21~3/18※先着順
担 中小企業・サービス産業振興課(生活・文化部)

SUPPORT 08

補助 中小企業・小規模企業の資金繰り支援 セーフティネット資金

売上が一定程度減少した事業者(※)の資金繰りを支援。
(※)直近の売上が前年より5%以上減少し、セーフティネット保証4号、5号、伴走支援型特別保証、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者
・融資限度額: 8千万円(伴走型支援: 4千万円)
・償還期間: 10年以内(据置: 2年以内)
・融資利率: 金融機関所定利率
・保証料: 0.2~0.9%
(県保証料補助後の事業者負担)0~0.24%

対 中小企業・小規模企業 券 募集中(終期末定)
担 中小企業・サービス産業振興課(金融支援班)

SUPPORT 09

補助 中小企業・小規模企業の資金繰り支援 リフレッシュ資金

売上が一定程度減少した事業者(※)の資金繰りを支援。(※)直近の売上が前年より3%以上減少した事業者等
・融資限度額: 5千万円
・償還期間: 7年以内(据置: 2年以内)
・融資利率: 金融機関所定利率
・保証料: 0.45~1.9%
(県保証料補助後の事業者負担)0.25~1.3%

対 中小企業・小規模企業 券 募集中(終期末定)
担 中小企業・サービス産業振興課(金融支援班)

SUPPORT 10

補助 中小企業・小規模企業の資金繰り支援 創業・再挑戦アシスト借換資金

創業・再挑戦アシスト資金の利用者で創業前か事業歴が3ヶ月未満の方の資金繰りを支援。
・融資限度額: 2千万円
・償還期間: 10年以内(据置: 2年以内)
・融資利率: 1.4%
・保証料: 0.45~1.95%
(県保証料補助後の事業者負担)0.45~1.5%

対 中小企業・小規模企業 券 募集中(終期末定)
担 中小企業・サービス産業振興課(金融支援班)

SUPPORT 11

補助 経営への影響等を受けている農業者等へ 農業経営近代化資金利子補給金

新型コロナウイルス感染症により経営に影響等を受けた農業者等への融資に対する利子補給により資金繰りを支援。
・融資限度額: 3千600万円/1件(法人) 1千800万円/1件(個人)
※融資残高2億円未満である者に限る
・償還期間: 原則15年以内(据置: 原則7年以内)
・基準金利: 1.6%(農林水産省通知)
・利子補給率: 1.3%(補給後の事業者負担: 0~0.3%)



対 農業者等(集落営農組織を含む) 券 4/1~3/31 担 担い手支援課

SUPPORT 12

補助 経営への影響等を受けている漁業者等へ 漁業経営維持安定資金利子補給金・保証料補助金

新型コロナウイルス感染症により経営に影響等を受けた漁業者等への融資に対する利子補給及び信用保証料補助により資金繰りを支援。
・融資限度額: 4千万円~4億円/1件
・償還期間: 原則10年以内(据置: 原則3年以内)
・基準金利: 1.6%(農林水産省通知)
・利子補給率: 1.35%~1.45% (補給後の事業者負担: 0.15%)
・保証料補助率: 1/2(補給後の事業者負担: 1/2)



対 漁業者等(水産業者を含む) 券 4/1~3/31 担 水産振興課

SUPPORT 13

補助 衛生用品購入等補助 衛生用品購入補助環境改善経費補助(児童養護施設等)

衛生用品購入経費、施設等の個室化に要する経費、事業継続に必要ななかり増し経費を補助
1か所あたり800万円
(里親、児童家庭支援センターは100万円)
ただし、マスク等衛生用品の購入経費等は50万円

対 児童養護施設等(児童養護施設、里親、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設) 券 7月以降
担 子育て支援課(要保護児童・発達支援班)

SUPPORT 14

補助 衛生用品購入等補助 衛生用品購入補助感染防止用品購入補助(子どもの貧困対策)

感染防止対策としての備品購入、消耗品にかかる経費を補助
1団体あたり20万円

対 フードバンク、子どもの居場所を提供する団体(子ども食堂等) 券 7月以降(予定)
担 子育て支援課(子育て家庭支援班)

【事業者向け】支援策担当課お問い合わせ先

支援策一覧に記載されている 担 担当課 への問合せは下記電話番号からできます。

中小企業・サービス産業振興課 事務局 ☎ 059-224-2838	生活・文化部 ☎ 059-224-2401	金融支援班 ☎ 059-224-2447
子育て支援課 ※各支援策によって窓口が異なります。	要保護児童・発達支援班 ☎ 059-224-2883	子育て家庭支援班 ☎ 059-224-2271
観光政策課 ☎ 059-224-2077 / 交通政策課 ☎ 059-224-2622		
担い手支援課 ☎ 059-224-2354 / 水産振興課 ☎ 059-224-2606		



【事業者向け】支援策一覧の全文を確認したい方は、こちらのQRコードからご覧ください。→
三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト
新型コロナウイルス感染症対応の支援策事業者向け一覧
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>



地域での主な活動報告



議会外議員活動

365日議会棟の外でも常に活動中!!



消防結団式典にて



花と木特別委員会 事業者の方との意見交換



花と木特別委員会関係調査



伊奈富神社大祭にて

就任のお知らせ

- 中部国際空港拡充三重県議会議員連盟 会長
- 三重県宅建促進議員連盟 会長



野越側溝整備要望箇所現地調査



若松海岸不法投棄対策